

国立大学法人弘前大学地域戦略研究所と北海道科学大学寒地先端材料研究所  
との連携・協力に関する協定書

国立大学法人弘前大学地域戦略研究所（以下「甲」という。）と北海道科学大学寒地先端材料研究所（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙相互の密接な連携と協力により、学術研究交流を中心に教育及び人材育成を含む幅広い分野において協働を促進し、相互の教育研究の振興に資するとともに、ひいては持続可能な地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）共同研究等の研究協力に関すること
- （2）研究施設・設備の相互利用に関すること
- （3）人材交流に関すること
- （4）人材育成に関すること
- （5）研究・技術等に関する情報の交換に関すること
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

2021年5月24日

(甲)

国立大学法人弘前大学  
地域戦略研究所 所長

自署 森田明弘

(乙)

北海道科学大学  
寒地先端材料研究所 所長

自署 松田寿